

岩国西中学校いじめ防止基本方針

岩国市立岩国西中学校
(令和 6 年 4 月)

はじめに

第1 いじめの基本的な考え方

- 1 いじめとは
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの構造、特徴
 - (3) 重大事態
- 2 いじめの対応に関する基本的考え方
 - (1) 市教委・各関係機関・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
 - (2) 対応の視点
 - (3) 学校における基本姿勢
- 3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割
 - (1) 校内研修と校内体制づくり
 - (2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - (3) 「いじめ対策組織」の設置
 - (4) 豊かな心を育む教育の推進
 - (5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

第2 いじめ防止等のための具体的な取組

- 1 未然防止（いじめの予防）
 - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - (2) すべての学校教育活動を通じた取組
 - (3) 「いじめ対策組織」の取組
 - (4) 家庭・地域、関係機関との連携
- 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
 - (1) 早期発見のための体制づくり
 - (2) いじめの早期発見に向けた具体的な方法
 - (3) 家庭・地域、関係機関との連携
- 3 早期対応（現に起こっているいじめの対応）
 - (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
 - (2) 対応する上での留意点
 - (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
 - (4) 教育相談のあり方
 - (5) 保護者との連携
 - (6) 地域・関係機関との連携
- 4 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の判断について
 - (2) 重大事態への対応について
 - (3) 調査委員会の設置
 - (4) 自殺等の背景調査
 - (5) 再調査について
 - (6) 留意すべき事項
- 5 いじめの解消について

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

いじめの問題が社会問題化する中、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づき、本校においてもこれまでの取組を踏まえながら、「岩国西中学校いじめ防止基本方針」を策定し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進してきたところである。

このたび、平成29年に国、県、及び岩国市の基本方針が改定されたことを踏まえ、本校においても岩国市の改定内容に準じた改定を行うとともに、教員のいじめの認知力を向上させる取組や教員の事案の抱え込みの防止、外部専門家との連携強化やいじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など、新たな項目も加え、「岩国西中学校いじめ防止基本方針」を改定した。

本方針は「いじめ防止のための基本的な方針」を参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、県及び市と連携し、岩国市教育基本計画にのっとり、従前から推進してきた「つながる、広がる生徒指導の推進」を基調とした市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要である。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめの特徴、及び構造

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
 - ・ いじめる生徒といじめられる生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている生徒から見れば、周りではやしたてる生徒（観衆）も見えて見ぬふりをする生徒（傍観者）も「いじめている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよ

うにすることが必要である。

(3) 重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域が総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(2) 対応の視点

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止【いじめの予防】
 - ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(3) 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

3 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 校内研修と校内体制づくり

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識の下、いじめの正しい理解の周知・啓発、未然防止、対応等、教職員の資質能力の向上に向けた研修を行う。
- 相談窓口の周知、多様な専門家の活用、関係機関と連携した取組等、支援体制を充実させる。
- インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）に対して、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザーや少年サポーター、少年サポーター、所轄警察署など関係機関等の指導・助言、相談等を得ることのできるよう体制づくりを行う。
- 重大事態への対応など、必要に応じて調査委員会を設置することのできるよう体制づくりを行う。
- 全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対応ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー（以下「SC」という。）・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

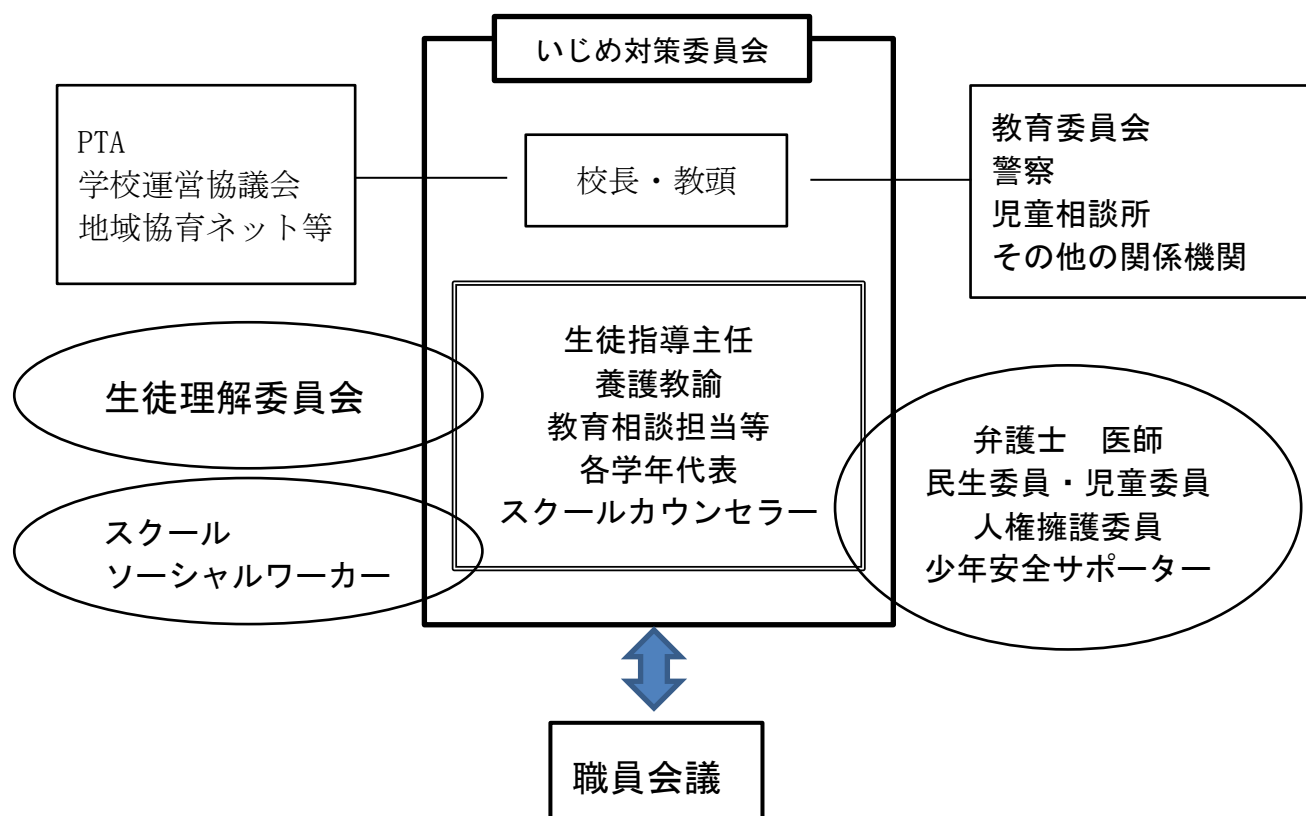
- いじめ防止の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、本校いじめ防止基本方針を策定し、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を図る。

(3) 「いじめ対策組織（対策委員会）」の設置

- 名 称 岩国西中学校いじめ対策委員会
- 構 成 全教職員およびSC、SSW
- 設置場所 岩国西中学校職員室
- 設置回数 定例会：学期に1回 必要に応じて随時

○ 組 織

岩国西中学校いじめ対策委員会の組織図



○ 役 割

【未然防止】

- ◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・早期対応】

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

（４）豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動を通じた道德教育の取組

生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して生徒が心を開き、心を磨き、伝えあえる道徳教育を充実させることが重要である。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組が重要である。

○ いじめ防止根絶・強調月間の取組

毎年10月は「いじめ防止根絶・強調月間」になっており、本校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 教職員が生徒と向き合うことのできる時間の確保。

教職員が生徒と向き合う時間を確保するため学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。

○ 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進

SCやSSW等の心理や福祉の連携はもとより、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

○ 校種間連携の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努める。

第2 いじめ防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

○ いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。

ア 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ 生徒理解委員会のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的を開催することが重要である。

ウ 教育相談体制の確立

- ・ 教育相談担当教諭を中心に管理職を含めた全教職員があたる。スクールカウ

ンセラーを定期的に招いて、気になる生徒の心理状況や改善策を協議する。

エ 生徒の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、部活動等、できるだけ生徒とふれあう機会を増やし、生徒の行動を観察すると同時に信頼関係をつくる。

オ 生徒の心の理解

- ・ 生活記録、生活アンケート、相談カード等を通して、生徒の心を理解するよう努める。

カ 家庭・地域社会との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。

（２）学校教育活動全体を通した取組

- 生徒の自治的な生徒会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土の醸成を目指す。

- 様々な体験活動を通して、生徒が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりを行う。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 生徒と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
- ・ 教員は授業の中で生徒の考えや意見を引き出し、認め合ったり支え合ったりできる授業づくりを行う。

イ 道徳

- ・ 道徳の授業で「いじめ」に関わる題材を扱うときには、学校や学級の実態に即して選ぶ。
- ・ 道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や実践的な態度を育てる。
- ・ いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場と捉える。
- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても触れていく。

ウ 特別活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動及び部活動において、一層主体的に取り組めるような場を設定する。
- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範を醸成する。
- ・ 中学生にとって同好者が学年を超えて集う部活動は、幅広い人間関係を育む場でもあり、その教育的な価値が生かされる運営に努める。

（３）「生徒理解委員会」による組織的取組

- いじめにかかわらず、様々な問題行動にすみやかに対応できるように、週１回実施される生徒理解委員会（校長、生徒指導主任、教育相談担当、担任、その他必要に応じて）で情報収集に努める。

（４）家庭・地域との連携

- いじめ問題については、学校だけでは十分把握できない部分があることから、家

庭や地域との連携をもとに協働して解決を図るようにする。そのためにも、開かれた学校づくりに努める。・・・（例）学校公開週間・参観日（年３回）、学校運営協議会（年３回）

○ 家庭や地域からいじめに関する情報が寄せられた時には、誠意ある対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組むことができるようにする。

イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供するために学校だよりやホームページ等で家庭・地域に発信する。
- ・ P T Aはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議をはじめとして北河内、南河内地区連合自治会や河内地区生徒指導推進協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組んでいく。
- ・ 日頃から市子ども支援課、児童相談所等の関係機関と連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

（１）早期発見のための体制

○ いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行う。

- ・ 学級担任だけでなく、教科担当教員、副担任等との連携を密にする。
- ・ 生徒指導主任、教育相談担当者、養護教諭、管理職、事務職員、スクールカウンセラー等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体の中できめ細かい行動観察をおこなう。
- ・ 学校評価、授業評価、生活アンケート、保護者アンケートや生活日記等により、生徒、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを行う。

（２）早期発見に向けた具体的な取組

○ 何よりも大切なことである全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を生徒や保護者・地域等に日頃から示しておく。

○ 生徒との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。

- ・ １日の時程表を見直すなどして、できるだけ生徒とのふれあいの時間を確保する。
- ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケートの実施等により、内面の変化をとらえる。
- ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 平素から、生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ 短い間隔(週１回)での生活アンケートを活用した個別の教育相談を実施する。
- ・ 教育相談室等で他の生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気での相談

できるように留意する。

(3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加できるようにするとともに相談があった場合には誠意を持って丁寧に対応する。
 - ・ 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
 - ・ 運動会や西中祭、親子球技大会等の学校行事を通して親子がふれあう機会を設定する。
 - ・ 地域行事に積極的に参加し、地域との連携の強化を図る。また、地域行事や各種の催し事などに生徒の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- いじめ対策組織にＳＣやＳＳＷ等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も行う。
- いじめへの対応は、情報の共有等をもとに全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進する。
 - ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ対策会議」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
 - ・ いじめられている生徒への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・ いじめている生徒への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
 - ・ 周囲の生徒（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
 - ・ いじめられている生徒の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、生徒指導主任や管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・ いじめている生徒の保護者への対応…学級担任、生徒指導主任、管理職等の複数で対応する。対応に当たっては、いじめの事実を伝え、いじめは絶対に許されない行為であること、今後いじめの解消に向けて協力して取り組んで行くことを約束してもらう。
 - ・ ＰＴＡ等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている生徒への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている生徒への指導

- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させるよう促す。
 - ・ 「いじめは絶対に許さない」ということを毅然とした態度で伝え、今後は絶対に行わないことを約束させる。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
 - 周りの生徒（観衆・傍観者）への指導
 - ・ いじめをはやしたてている（観衆）への指導：いじめを行っている生徒と同じであることを強く認識させる。
 - ・ いじめを見て見ぬふり（傍観者）をしている生徒への指導：いじめを見たら、勇気を持って止めるか、それができなくても教職員に知らせるように働きかけていく。いじめを報告してきた生徒には、その勇気と正義感をたたえるようにする。また、秘密を厳守することを約束する。
 - いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめが完全になるまで十分注意する。
 - ・ 関係生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応をしていく。
- （３）インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
- インターネットや携帯電話等を利用したいじめについての研修会を全教職員で行うとともに、全校生徒に対しても、正しい利用方法や危険性についての指導を行う。
 - インターネットや携帯電話等でのいじめが発覚した場合は、専門家を加えて速やかに対応する。
- （４）「教育相談の在り方」
- いじめられている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等において、教育相談はきわめて重要であるとの認識のもとに、教職員の教育相談に係る資質向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援を行っていく。
 - いじめている生徒がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・ いじめられている生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・ いじめている生徒に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。同時に、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。
- （５）保護者との連携
- より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷを活用する。
 - ・ 特に、いじめている生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷを活用する。
 - ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

○ 学校と地域との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
- ・ いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。

○ 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
- ・ 平素から少年安全サポーターや所轄警察署等と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

4 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のことが考えられる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 生徒が自殺を企図した場合・ 身体に重大な障害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合 |
|---|

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、迅速に調査を行う。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあつたときには、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えられるときでも、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会へ報告する。
- いじめられている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば生徒への弾力的な対応を検討する。
- いじめられている生徒を守るため、毅然とした厳しい対応を行う。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議を行い対応していく。
- 関係機関との連携を図る。

(3) 調査委員会の設置

- 重大事態であると判断したときには、市教育委員会の指示のもとに直ちに調査委

員会を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- 調査委員会には、県教委が委嘱しているF R（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として調査を行う。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、重大事態への対応や今後の再発防止に繋げる。
- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

（４）自殺の背景調査について

- 生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士等）を構成員として、調査等を行う。

（５）再調査について

- 再調査は首長部局が行うが、学校としては様々な側面から協力する。

（６）留意すべき事項

- 専門家等による調査委員会への資料提供は積極的に行う。
- アンケート調査や生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていく。
- 生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

（７）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら

の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。